

第38回 町長定例記者会見

- 開催日時 令和4年12月6日(火) 午後4時00分～
- 開催場所 遠軽町役場3階大会議室
- 記者数 4人

報道機関の皆様におかれましては、日頃より町政など地域の情報を町民にお届けいただき、心からお礼申し上げます。

それでは、今回の議題についてご説明申し上げます。

■「北海道白滝遺跡群出土品」国宝の指定に関する答申について

11月18日に開催された国の文化審議会において、重要文化財「北海道白滝遺跡群出土品」を国宝に指定することについて、文部科学大臣に答申しました。

北海道では函館市の中空土偶に続く2例目であり、国内最古の国宝指定となります。旧石器時代を代表する考古資料として学術的価値が評価されたことは非常に荣誉あることであり、誠に感慨深いものがあります。

国宝指定の答申を受け、11月19日と20日に埋蔵文化財センターで特別無料開館を実施したところ、町内外より多くの皆様にご来場いただきました。

今後も遠軽町が取り組む白滝ジオパークと連携を図りながら、観光振興、地域活性化の新たな起爆剤として、持続可能な地域づくりに活かしていきたいと考えております。

また、来年7月には本町にて世界の研究者が集う「国際黒曜石会議」を開催する運びとなっております。この日本の宝の価値を、国内はもとより、世界中の方々に広く知っていただく絶好の機会になると大いに期待しております。

なお、今回の答申については、来年予定される国の告示をもって正式に国宝に指定される運びとなります。

■遠軽地区都市再生整備計画鉄道広場整備事業中止について

遠軽地区都市再生整備計画において令和5年度、令和6年度に整備を予定しておりました鉄道広場整備事業につきましては、西町駐車場に瞰望岩下公園に設置しているSL、ラッセル及びJR遠軽駅裏に設置されている、旧国鉄時代に使用していた転車台を移設し、展示する事業であります。このたび、事業を中止することとしましたのでご報告します。

中止の理由につきましては、昨年度行った実施設計の内容について、地域住民への説明を行う中で、事業内容への疑義や生活環境の変化に対する不安などのご意見をいただいております。令和6年度までの計画期間において調整が難しいと判断したことによります。

当該事業への町民の皆様からの意見聴取に当たりましては、平成29年度から平成30年度にかけて遠軽地区都市再生整備計画を策定する段階において、関係団体への説明会の開催や町民意見募集手続きなどを行ってまいりましたが、実施設計の段階において地域住民の皆様からのご意見をいただく場の設定が不十分であったことが、このような事態に至った要因と重く受け止めています。謹んでお詫びを申し上げます。

■遠軽地区都市再生整備計画まちなかイルミネーション整備事業について

まちなかイルミネーション整備事業につきましては、中心市街地に賑わいと明るさを創出するため、商店街の街路や建物等に明かりの演出を行う事業であります。

令和4年度に実施しました日本キリスト教会遠軽教会のライトアップ工事が11月で完了しましたので、12月15日木曜日の午後5時に点灯式を執り行います。

遠軽教会は大正11年に会堂が建築され、昭和6年に会堂が焼失し、同年に再建されたのが現在の建物となります。北海道家庭学校の礼拝堂と並び遠軽町の歴史的建築物の1つであり、ライトアップをすることで、観光スポットとしてまちなかの人流と賑わいが生まれると期待しております。

■第37回湧別原野オホーツククロスカントリースキー大会について

本大会につきましては、本町と湧別町にまたがる湧別原野を舞台に、個人種目としては国内最長の80キロから、初心者や小さなお子様でも参加が可能な5キロまでの個人6種目と、95キロのスキー駅伝、合計7コースを整備し、2月26日に開催いたします。

前回と前々回は、新型コロナウイルス感染症の影響により、さらにその前の大会も雪不足により中止となったため、4年ぶりの開催となります。

申し込みは、すでに12月1日から始まり、年明けの1月20日までとなっております、各個人種目とも、中学生以下は参加料が無料となっておりますので、多くの皆様方のご参加をお待ちしております。

■令和4年第9回遠軽町議会（定例会）に提出する案件から

補正予算に関する主なものについて4点ご説明いたします。

（1）「医療機関・社会福祉サービス提供事業所等新型コロナウイルス感染症対策支援事業」について

新型コロナウイルスの影響による継続的な感染防止対策に係る感染症防護用品の購入費用等、そして燃料価格の高騰の影響を受けながらもサービスの安定的な提供のために必要な、かかり増し経費の支援として、町内の医療及び福祉の事業所等に対して、遠軽町医療機関・社会福祉サービス提供事業所等新型コロナウイルス感染症対策支援金 26,825千円を予算計上しております。

対象となる事業所等は、病院、医科診療所、歯科診療所、調剤薬局、紋別保健所に届出のある鍼灸・整骨院等、介護サービス提供事業所、障害者（児）サービス提供事業所、児童福祉施設となります。

支援金の額は、事業所の職員の人数に応じて5万円から100万円を、また病床を有する病院は病床数に2万5千円を乗じて得た額を加算して給付いたします。

（2）「医療機関・社会福祉サービス提供事業所等食材費高騰対策支援事業」について

物価高騰にある中で、医療及び社会福祉施設等が利用者負担を増やすことなく栄養バランスを保った食事を提供できるよう、町内の医療及び福祉の事業所等に対して、遠軽町医療機関・社会福祉サービス提供事業所等食材費高騰対策支援金 19,122千円を予算計上しております。

対象となる事業所等は、有床の病院、介護サービス・障害者（児）サービス提供事業所・児童福祉施設等で、食費の値上げを実施することなく食事を提供する事業所となります。

支援金の額は、定員やベッド数を基礎に1食当たりの単価に上昇率5%を乗じて得た差額を給付いたします。

（3）「高齢者世帯等生活助成事業」について

本事業は、物価高騰や新型コロナウイルス感染症に伴い、特に大きな影響を受けている低所得世帯の経済的負担を軽減するために、高齢者世帯等生活助成金を助成するものであります。

1世帯あたり1万2千円を助成いたします。

対象となる世帯は、市町村民税非課税世帯で、世帯主が満70歳以上の高齢者、重度身体障害者、知的・精神障害者及び、18歳に達する日の属する年度末までの子を持つひとり親世帯などとなり、対象世帯数を2,658世帯と見込み31,896千円を予算計上しております。

(4)「原油価格高騰対策営農支援金支給事業」について

コロナ禍における物価高・原油価格高騰対策として、経営を圧迫されている農業者に対し、支援金を支給することで、営農継続の支援を図るため、20,000千円を予算計上しております。

対象は、遠軽町内に住所を有し、農業経営を継続している農業者で、免税軽油使用者証の交付を受けており、かつ、その交付数量が1千リットル以上の方となります。

また、支援金の額は、免税軽油の年間使用予定数量に応じて、10万円から50万円を上限として段階的に支援金を支給いたします。